

お客さま 各位

北 見 信 用 金 庫

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みについて

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

現在、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて、政府・産業界・金融界が一丸となって取り組んでおります。当金庫も「2026年度末（令和9年3月末）までの手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みの一環として、新たに下記の取組みを実施いたします。

今後もお客さまの多様なニーズにお応えするため、様々な商品・サービスの提供に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 配当金受領書・定額小為替の取立に関する取扱い終了

取扱い終了日を「令和9年3月31日（水）」といたします。

終了日以降の店頭等による取立受付ができなくなります。

2. 手形割引の今後の取扱い

各金融機関が定める振出期限以降に振り出された手形は手形割引のお取扱いができません。なお、令和9年4月1日以降を期日とする手形割引の新規実行は終了しております。

◆「手形・小切手の全面的な電子化」に向けたスケジュール

令和7年 (2025年)		令和8年 (2026年)		令和9年 (2027年)	
●手形・小切手を振り出しされるお客さま					
◆払戻請求書による当座勘定からの払戻受付開始		◆手形・小切手の発行受付終了 令和8年6月30日(火)		発行不可	
◆自己宛小切手の発行終了 令和8年3月31日(火)		◆手形・小切手の最終振出期限 令和8年9月30日(水)		振出不可	
●手形・小切手をお受取りになるお客さま					
入金	当庫	入金可能(振出日は令和8年9月30日(水)まで)			
	他行	入金可能(令和8年9月30日(水)まで)		入金不可	
代金取立	当庫・他行	取立可能(期日が令和9年3月31日(水)までの手形・小切手)			取扱不可
		※振出日が白地もしくは各金融機関が定めた最終振出期限を超えた手形・小切手は不渡になる可能性がありますのでご注意ください。			

詳しくは、お取引店にお問い合わせください。

以 上



北見信用金庫

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みについて

1. 2027（令和9）年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付停止

2027（令和9）年4月1日（木）以降を期日とする手形等（同日以降が振出日の先日付小切手を含みます）について、代金取立の受付を停止いたしました。

2. 当座預金の新規口座開設の停止

当座預金の新規口座開設を停止いたしました。今後は、「普通預金」（無利息型・決済用預金を含みます）等をご利用ください。

なお、既に当座預金をご利用中のお客さまは引き続きご利用いただけます。

3. 一般当座貸越の新規申込の停止

一般当座貸越の新規申込を停止いたしました。なお、既に一般当座貸越をご利用中のお客さまは引き続きご利用いただけます。

4. 払戻請求書による当座預金からのお引き出しの取扱い開始

「当座勘定規定」を改定させていただくことにより、払戻請求書による当座預金からのお引き出しを開始いたしました。ただし、預金者本人によるお引き出しであること、お取扱いは口座開設店に限ることとします。

なお、払戻請求書によるお引き出し時には、ご来店者に当金庫所定の本人確認書類の提示等を求める場合や法人等の代表者様への意思確認をさせていただく場合がございます。

5. 手形・小切手帳発行手数料の改定

令和7年10月1日より、下記のとおり発行手数料を改定いたしました。

- ・小切手帳代金 1冊（50枚綴り） 2,200円 → 11,000円
- ・手形用紙代金 1冊（50枚綴り） 2,200円 → 11,000円

6. 手形・小切手帳の発行受付終了ならびに記名判登録・変更サービスの終了

令和8年6月30日（火）をもって、手形・小切手帳の発行受付を終了いたします。併せて、記名判登録・変更サービスについても終了いたします。

7. 自己宛小切手の発行終了

令和8年3月31日（火）をもって、自己宛小切手の発行を終了いたします。今後はお振込による対応をお願いいたします。

8. 手形・小切手の振出期限の設定

最終振出日を令和8年9月30日（水）といたします。

9. 他行を支払地とする手形・小切手等の預金入金扱の受付終了

令和8年9月30日（水）をもって、受付終了いたします。

※ 手形・小切手に代わる決済方法として「電子記録債権（でんさい）」「インターネットバンキング」等の電子決済サービスのご利用をご案内しております。この機会にぜひともご検討いただきますようお願い申し上げます。詳しくはお取引店にご相談ください。

以 上



北見信用金庫

令和8年8月3日現在

株式の配当金は証券口座や銀行口座での受け取りがおすすめです

メリット

- ✓ 手間なし
- ✓ 迅速
- ✓ 安全・確実

受取の都度、銀行窓口に行く必要なし
配当金は最短で支払開始日当日に口座に入金
自動入金のため紛失やもらい忘れなし
お忙しい方や長期の留守時にも安心

証券口座や銀行口座で株式の配当金を受け取る方法には、次の①～③の方式があります。
株主様のニーズに応じてご選択のうえ、取引のある証券会社にお申し出ください。

証券口座 で受け取り たい

①株式数比例配分方式

- すべての銘柄の配当金をお持ちの証券口座で受け取る方式です

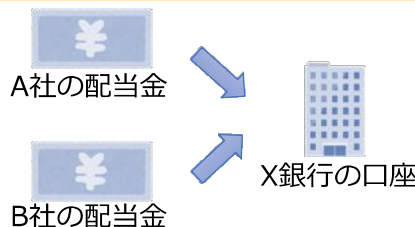
※NISA口座の株式の配当金を非課税にするためには本方式を選択する必要があります



銀行口座 で受け取り たい

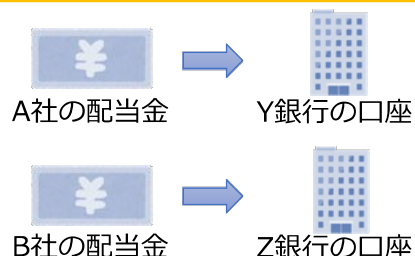
②登録配当金受領口座方式

- すべての銘柄の配当金を予め指定いただいた1つの銀行等の口座で受け取る方式です



③個別銘柄指定方式

- 銘柄ごとに銀行等の口座をご指定いただき、配当金を受け取る方式です
- 銘柄ごとのお手続きが必要です



お手続きは取引のある証券会社へ

各証券会社の
連絡先はコチラ



日本証券業協会
「協会員名簿」

【ご利用の留意点】

- お取引のある証券会社等が複数ある場合には、1社に対して①株式数比例配分方式または②登録配当金受領口座方式の申込みをされると、他の証券会社等で保有する銘柄も含め、すべての銘柄について同方式が適用されます。他の方式との併用はできません。
- 1銘柄でも保有株式の管理口座が特別口座（下記ボックス参照）になっている場合、①株式数比例配分方式を選択できません。ただし、②登録配当金受領口座方式と③個別銘柄指定方式は選択できます。

Q.特別口座とは、どのような口座ですか？

A.2009年の株券電子化の際に株券を預託されなかった株主の権利を保護するために、発行会社が株主名簿管理人である信託銀行等に開設した暫定的な口座です。

Q.特別口座に記録された株式がありますが、①株式数比例配分方式を選択したい場合は、どうすればよいですか？

A.株式数比例配分方式を選択するためには、証券口座を開設のうえ、特別口座に記録されている株式を同口座に移管する必要があります。詳しい手続きは、銘柄ごとに信託銀行等にお問合せください。

Q.自身名義の特別口座が開設されているか分かりません。どうすればよいですか？

A.証券保管振替機構に開示請求することができます（有料）。詳しい手続きは、お取引のある（あるいは今後お取引予定の）証券会社にお問合せください。なお、開示請求では特別口座の開設先は確認できますが、保有銘柄や残高については確認できませんので、特別口座の開設先にお尋ねください。

各信託銀行等の連絡先はコチラ



日本証券業協会
「特別口座についてのお手続き」

開示請求手続きの詳細はコチラ



証券保管振替機構
「登録済加入者情報の開示請求制度」